

災害時における協力に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）とルートインジャパン㈱（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域において地震その他の災害が発生した場合、または災害が発生する恐れがある場合に、甲が行う災害救助活動に対し、乙が協力を行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲の区域において地震その他の災害が発生した場合、または災害が発生する恐れがある場合において、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、乙の業務に支障を来たさない範囲で協力を行うものとする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 浴場の開放による入浴の提供
- (3) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (4) その他乙が可能とする協力

2 乙は、甲の区域内において災害に類する被害が発生した場合、または被害の発生のおそれがある場合において、甲の要請があったときは、前項の定めに基づいて可能な限り協力を行うものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に規定する協力を行った場合における経費は、甲の負担とする。ただし、乙が負担することが適当であると認めるものについては、乙の負担とする。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関し、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者を定めたときは、相互に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

（協定期間）

第6条 この協定期間は、平成21年6月1日から平成22年5月31日までとする。ただし、この協定の期間が満了する1か月前までに甲または乙から特段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(細目)

第7条 災害時の救助に関する事項、経費負担方法等については、別紙「細目」を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年6月1日

甲 幕別町
幕別町長 岡田 和



乙 東京都品川区大井1-35-3
ルートインジャパン株式会社
代表取締役社長 永山 勝利



別紙【細目】

平成 21 年 6 月 1 日付けで締結した災害時における協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第 7 条に基づく細目は、次のとおりとする。

1 連絡体制

① 要請

幕別町（担当責任者）→ 十勝幕別温泉グランヴィリオホテル（担当責任者）

※受入予定人数及び時間

② 受入

十勝幕別温泉グランヴィリオホテル（担当責任者）→幕別町（担当責任者）

※受入可能人数及び時間

③ 受入開始

イ 幕別町から担当職員を派遣

ロ 幕別町の担当職員と十勝幕別温泉グランヴィリオホテルの受入担当者とにおいて、場所、食事及び寝具等についての協議

ハ 住民受入れ開始

④ 避難所の閉鎖

町の避難所及び自宅への移転完了により閉鎖する。

2 避難者収容人数（十勝幕別温泉グランヴィリオホテル）

常時避難収容可能人数 280人（420人）

最大避難収容可能人数 1,028人（1,542人）

※十勝幕別温泉グランヴィリオホテル収容計算表（表1）から算出

3 避難期間

町の避難所の使用可能までの期間とする。（目安として災害発生の日から7日以内）

4 負担経費

① 宿泊料金

・宴会場及び会場代

・ロビー使用料

※寝具代（布団・毛布）→有

② 炊き出し

・食料費（調理費も含む）

※飲料水等（コーヒ及びジュース等）の飲料水は個人負担

③ 入浴

・入浴代→無料

※タオル→有料

④ その他

・その他（破損）の負担経費については、両者協議して行う

※避難所の負担経費単価については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 12 年厚生省告示第 144 号）に定められた負担経費単価を採用し、その項目が無い場合は実費とする。